

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合)</p> <p>3の3－4 法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の名宛人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 到着通知書を発送した後、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する前の名宛人からの申し出は、到着通知書の返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載した当該返信用はがきを税関に提出することにより行わせる。税関は、一般税率を適用して、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。</p> <p>(2) 国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の名宛人からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p> <p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、日本郵便株式会社配達郵便局(以下「配達郵便局」という。)から日本郵便株式会社通関郵便局(以下「通関郵便局」という。)を経由して税関に返却させるものとする。税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p>	<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合)</p> <p>3の3－4 法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の名宛人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 到着通知書を発送した後、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する前の名宛人からの申し出は、到着通知書の返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載した<u>うえ署名又は押印した</u>当該返信用はがきを税関に提出することにより行わせる。税関は、一般税率を適用して、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。</p> <p>(2) 国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の名宛人からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載した<u>うえ署名又は押印した</u>当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p> <p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、日本郵便株式会社配達郵便局(以下「配達郵便局」という。)から日本郵便株式会社通関郵便局(以下「通関郵便局」という。)を経由して税関に返却させるものとする。税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p>
<p>第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税</p> <p>(外国で採捕された水産物等の免税)</p> <p>14の3－1 法第14条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税</p> <p>(外国で採捕された水産物等の免税)</p> <p>14の3－1 法第14条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 令第16条の6《外国で採捕された水産物の免税の手続》に規定する書類は、次のものとする。</p> <p>イ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物である場合には、次に掲げる書類。ただし、下記(ハ)に掲げる書類は、当該水産物が他の船舶に積み替えられ又は外国に陸上げされた後本邦に運送されてくる場合に限る。</p>	<p>(5) 令第16条の6《外国で採捕された水産物の免税の手続》に規定する書類は、次のものとする。</p> <p>イ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物である場合には、次に掲げる書類。ただし、下記(ハ)に掲げる書類は、当該水産物が他の船舶に積み替えられ又は外国に陸上げされた後本邦に運送されてくる場合に限る。</p>
<p>(イ) 採捕水域、採捕期間、採捕船舶の名称及び登録番号、採捕船舶の船主並びに運航者の住所及び氏名又は名称、採捕水産物の品名及び数量等を記載した適宜の様式による採捕証明書で、採捕船団の船団長又は採捕船舶の船長が<u>記名</u>したもの</p>	<p>(イ) 採捕水域、採捕期間、採捕船舶の名称及び登録番号、採捕船舶の船主並びに運航者の住所及び氏名又は名称、採捕水産物の品名及び数量等を記載した適宜の様式による採捕証明書で、採捕船団の船団長又は採捕船舶の船長が<u>署名押印</u>したもの</p>
<p>(ロ) 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所が発給する採捕についての証明書（上記(イ)に規定する採捕証明書を、さらにこれらの機関が確認したもので差し支えない。）</p>	<p>(ロ) 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所が発給する採捕についての証明書（上記(イ)に規定する採捕証明書に、さらにこれらの機関が確認印を押なつしたもので差し支えない。）</p>
<p>(ハ) (省略)</p> <p>ロ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造された製品である場合には、上記イに掲げる書類 ((ハ)に掲げる書類は、上記イのただし書に該当する場合に限る。) のほか、加工又は製造（以下「加工等」という。）水域、加工等の期間、加工等船舶の名称及び登録番号、加工等船舶の船主及び運航者の住所及び氏名又は名称、加工等の内容、加工等前の水産物の品名及び数量、製品（副産物を含む。）の品名及び数量等を記載した適宜の様式による加工等証明書で、加工等船団の船団長又は加工等船舶の船長が<u>記名</u>したもの</p> <p>なお、水産物の採捕及び当該水産物に対する加工等が同一の船団又は船舶によって行われた場合には、上記イの(イ)に掲げる採捕証明書の記載事項と当該加工等証明書の記載事項とをあわせ記載した証明書を提出させて差し支えない。</p>	<p>ロ 輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造された製品である場合には、上記イに掲げる書類 ((ハ)に掲げる書類は、上記イのただし書に該当する場合に限る。) のほか、加工又は製造（以下「加工等」という。）水域、加工等の期間、加工等船舶の名称及び登録番号、加工等船舶の船主及び運航者の住所及び氏名又は名称、加工等の内容、加工等前の水産物の品名及び数量、製品（副産物を含む。）の品名及び数量等を記載した適宜の様式による加工等証明書で、加工等船団の船団長又は加工等船舶の船長が<u>署名押印</u>したもの</p> <p>なお、水産物の採捕及び当該水産物に対する加工等が同一の船団又は船舶によって行われた場合には、上記イの(イ)に掲げる採捕証明書の記載事項と当該加工等証明書の記載事項とをあわせ記載した証明書を提出させて差し支えない。</p>
<p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p>	<p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p>
<p>14の3—2 法第14条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 本項の規定により減税扱いを受けようとするときは、輸入申告の際に次の書類を提出することを求めるものとする。</p>	<p>14の3—2 法第14条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 本項の規定により減税扱いを受けようとするときは、輸入申告の際に次の書類を提出することを求めるものとする。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所によつて発給された当該加工又は製造についての証明書（上記ハの証明書を、これらの機関が確認したものでも差し支えない。）。ただし、当該証明書を取得することが困難であると認められる場合には、当該水産物の輸入取引に関する契約書その他税関長が適當と認める書類（東京農林規格検査所の検査官が交付する加工又は製造についての証明書を含む。）であつても差し支えない。</p>	<p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所によつて発給された当該加工又は製造についての証明書（上記ハの証明書に、これらの機関が確認印を押なつしたものでも差し支えない。）。ただし、当該証明書を取得することが困難であると認められる場合には、当該水産物の輸入取引に関する契約書その他税関長が適當と認める書類（東京農林規格検査所の検査官が交付する加工又は製造についての証明書を含む。）であつても差し支えない。</p>
<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—3 法第15条第1項第3号《慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 寄贈された物品が給与品である場合の取扱いは、上記(6)によるほか、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 給与品の寄贈を受けた社会福祉事業を行う施設の管理者が当該給与品を輸入した後、上記イの支給計画に基づきその配分を完了したときは、次の書類を添付して都道府県若しくは市町村の長又は監督官庁の主管局長の証明を受けた配分明細報告書を提出させる。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 管理者が地方公共団体に支給したときは、受給地方公共団体の当該責任者の受領書</p>	<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—3 法第15条第1項第3号《慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 寄贈された物品が給与品である場合の取扱いは、上記(6)によるほか、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 給与品の寄贈を受けた社会福祉事業を行う施設の管理者が当該給与品を輸入した後、上記イの支給計画に基づきその配分を完了したときは、次の書類を添付して都道府県若しくは市町村の長又は監督官庁の主管局長の証明を受けた配分明細報告書を提出させる。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 管理者が地方公共団体に支給したときは、受給地方公共団体の当該責任者の署名した受領書</p>
<p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>20の2—2 令第57条第9号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次</p>	<p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>20の2—2 令第57条第9号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 上記ハにより承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書写しを送付させ、当該他の重油等の所持者に振替を確認させる。</p> <p>振替を承認した税関官署は、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄する税関官署に依頼して行う。）ものとする。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p>	<p>次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 上記ハにより承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書及び承認書写しを送付させ、承認書は当該他の重油等の所持者に振替を確認した旨を裏書のうえ押印させて、申請者に返付させておくものとする。</p> <p>振替を承認した税関官署は、必要に応じ承認書を提示させて当該他の重油等の所持者による振替の確認の有無を確認するものとする。この場合において、振替の確認がない承認書を発見したときは、申請者から事情を聴取し、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄する税関官署に依頼して行う。）ものとする。</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p>